# 試 験 問 題 (解答時間 40 分)(100 点)

# 1. 巡回監査 |

問1

次の文章は「TKC創設の理念」の一節です。  A から  E に当てはまるものを解答欄の選択肢の中	
選びなさい。なお、この一節は昭和46年にTKC全国会が結成された当時に書かれたものです。 (計	<b>十5点</b> )
日本の職業会計人を取り巻く A は、一言にして言えば貧困そのものである。税法然り、会計法規	然り、
である。それは一体、何に起因しているのか。憲法上、 B である、とされているが(41条)、その国	国会を
構成する国会議員諸公は、その本来的な任務である法案作成を避け、Cしている。その官僚は、栄	検達と
保身とが中心的な内心の衝動核である結果、立法事務については、先見的自発性と積極性とに欠けてし	まう。
従って、放置しておけば、日本の法律は、先進文明国の中では、常時劣位に立ってしまう運命にある。例	えば、
ドイツには既に『戦争法』(Kriegs-gesetz) までが作られているが、日本には、国の未発の非常事態に対応	むする
法律さえ作られていないのである。そればかりではない、日本には、会計事務所の効果的・合法的・発展	<b>夏的運</b>
営に関するDフすら無い。この点では、日本の会計事務所を取り巻く社会的環境は貧困すぎる。米	・英・
独・佛の各国と比較すると、この点の貧困さは、ぞっとするばかりである。その原因は、日本が国家と	して、
Eを認めなかった点が、もっとも大きい、と認められる。この点は、私が計算センターを開設した晩	には、
その全会員に、飯塚毅会計事務所の長年かけて練り上げた管理文書を、完全に全面開放して、その体質は	女善に
貢献しなければならない。	

- 1. 会計事務所の法人化
- 3. 法律的環境
- 5. 立法事務の殆どを官僚に依存
- 7. 同業者団体

- 2. 手引書
- 4. 国会は国の唯一の立法機関
- 6. 経済的環境
- 8. 国会は国の最高の司法機関

次の文章は「TKC全国会の結成目的」の一節です。 A から E に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。 (計10点)

コンピュータ革命時代における日本の税理士・公認会計士の前途を深く憂慮した飯塚毅はTKCを創設し、職業会計人の A には、進んで自ら体当たりするほかはないと決心した。

そのためには、まず成否不明の開発事業に要する莫大な資金調達の責めを私企業たるTKCの一身に負わしめつつ、当然とされる商業主義の理論を止揚し、自ら経営する飯塚毅会計事務所も、その長年の研究成果たる業務管理文書の全部を開放し、会計人をして速やかに高次元のソフトウェアを徹底的な低費用で利用せしむる体制を全国に普及すると共に、TKC創設の理念に賛同して参加した同志会計人には、その事務所体質の改善と業務品質の管理について真率果敢な実践を求め、B 経営の合理化と業務水準の向上、収益性の拡大並びにその社会的権威の画期的向上を画り、C 格調高い血縁的集団の形成を目指し、しかも、敢えて会計人全部の無差別入会を認めることなく、あくまでも高度の職業倫理を堅持し、D を祈念し、E 、国家と社会と働く者とに対し正しい使命感を抱く会計人のみの参加を求め、かかる参加会計人の全国的一大集団を形成して驀進し、古今未曾有の一大勢力を構築する以外にその目的達成の道はないとの結論に達し、ここにTKC全国会を結成した。

- 1. 事務所の関与先拡大を通じて
- 3. 自利利他の聖行の実践を願い
- 5. 会計人の孤立化を排して
- 7. 最大の節税策の実現

- 2. 職域防衛と運命打開と
- 4. 同志を大幅に増やすため
- 6. 租税正義の実現
- 8. 事務所の徹底電算化を通じて

次の文章はTKC全国会会則第2条(事業目的)の一つである「中小企業の存続・発展に資する事業」について 書かれた「中小企業の存続・発展の支援」の一節です。下記の問いに答えなさい。 (計5点)

・発展の支援

日本経済の根幹を支える	A なしに地	也域経済の発展はな	く日本経済の	発展もない。	中小企業の経営力強
化に向けて支援活動を推進す	ることが国家、	社会から期待されて	ている。		

そのために関係省庁、 B 等と連携して、中小企業の経営力強化、資金調達力強化等に向けて次の項目を重点として取り組む必要がある。

さらに、関与先企業の存続基盤強化を目的とするトータルリスクマネジメント制度の推進を一層強化していかなかればならない。

- ① C
- ② 財務経営力の強化支援
- ③ 「 D 」の普及と活用
- ④ 海外展開支援
- ⑤ B 及び中小企業団体等との連携強化
- 6 E
- ⑦ リスクマネジメント制度の推進
- ⑧ 国のセーフティネット(小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度・中小企業退職金共済制度)の 推進
- (1) A にどちらか適当な語句を選びその番号を記入しなさい
  - 1. 労働者の雇用確保
- 2. 中小企業の成長・発展
- (2) B にどちらか適当な語句を選びその番号を記入しなさい
  - 1. 行政書士
- 2. 金融機関
- (3) C にどちらか適当な語句を選びその番号を記入しなさい
  - 1. 黒字化支援
- 2. 記帳代行業務の効率化
- (4) D にどちらか適当な語句を選びその番号を記入しなさい
  - 1. 中小会計指針
- 2. 中小会計要領
- (5) E にどちらか適当な語句を選びその番号を記入しなさい
  - 1. 企業防衛制度の推進
- 2. 生命保険の提案

7. 雑念妄想

次の文章は「真の隘路は何処にあるか」の一節です。 / の中から選びなさい。	A から E に当てはまるものを解答欄の選択肢 (計5点)
なぜ隘路というのか。理由は簡単である。改革断行の	実践意志が強固でないと成功しないからである。そし
て不幸なことに意志の強固さは、全ての人に恵まれた資	質ではないからである。
大多数の人達は、Aと仲良くおつきあいしなっ	がら毎日を暮している。職業会計人も例外ではない。
A は心中の B と利己心を土壌として無限に	生成する。そして一度下した決心も、そのために動揺
し、いく度びか消えてしまったり又思い直したりされる	頃向がある。
真の隘路は意外なところに在る。それは、改革断行の	Cに在る。若き日のカール・マルクスは「考え
る前に人間には先ず実践がある」といった。反対にカン	トは、「実践の前に人間は先ず考える」といった。多
くの職業会計人は、カントに習って、実践に入る前に先	ず考える。そして、先ず理解することを求める。この
D。隘路は、その次の段階にある。 E 、と。	。これが真の隘路である。実践意志が正しく機能しな
いのである。ここにわが国の会計人の人間的品質の問題	が、横たわってはいないだろうか。
1. 理解した、分った、然し動けない	2. 態度は誤りである
3. 実践した、考えた、然し分らない	4. 実践意志の強弱
5. 自己満足	6. 不安
7. 雑念妄想	8. 態度は正しい

次の文章は「知行の合一のこと」について述べたものです。 A から E に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。 (計10点)

仏教には、知行、とか智行、とかという言葉があります。ここでは、単に、知ることと行うこと、という意 味に使わせて頂きますが、この知るということと、特定の行動を選択するということが、全然別個の大脳部分 で行われるのだ、ということは、ちょっと古いTKC会計人なら、誰でも知っていることだと思います。19世 紀ドイツの哲学者ショーペンハウエルには、我が国では、『処生哲学』の名で知られている(Aphorismen zur Lebensweisheit・直訳すれば、世間智への警句、という)著書があります。その中で彼は「知性と行動の選択 とは別物だ」といい切っております。彼は哲学者の英知で、そういったのでしょうが、20世紀の初めになると、 オーストリアの精神科医のフロイトが、その『精神分析学入門』の中で、「行動の選択は、無意識(いまでいう 潜在意識のこと)の中で行われる」と、実験科学上の結論としていいました。それが今日では、大脳生理学上 で解明されて、誰も疑わなくなっています。会計事務所発展の第1の秘訣がここにあります。知ること、認識 すること、理解することは、行動をとること、行動を選択すること
A
の別個の大脳部分で処理されるの で、この両者の間に直結関係を構築することが、事務所大発展の第1原理となる、ということです。日本の多 くの会計人は、日本の職業法規が、米独のように、巡回監査を強制していない点に甘えて、巡回監査の必要は 理解していながら、| B |することを怠る傾向をもっています。必要性を認識したら、| C |する。この、 D 関係を構築するには、潜在意識の中を大掃除して、表面意識と潜在意識とが、常時一致している関係 を、形成する必要があります。それは、さほどに難しいことではなく、若干の工夫と修練を積めば、誰にでも できることです。費用は1円もかからず、ただ内に向って、 E すればよい、のですから不可能ではあり ません。自心の真実相を知ればよいのです。

- 1. 知と行との合一
- 4. とは、直結していない
- 7. 直ちに熟考

- 2. と直結している
- 5. 直ちに実行
- 8. 巡回監査を実行
- 3. 自問自答
- 6. 自性を徹見

次の文章は「巡回監査をやらない会計人はフ	プロではない」の一節です。[	<b>A</b> から E に当てはまるもの
を解答欄の選択肢の中から選びなさい。		(計5点)
私が巡回監査の実施を叫ぶのは、 A	」が原理的にはそのことを要す	えしていると解しているからです。 我々
の言う巡回監査とは、職業会計人本人また	とはその従業員が、毎月1回以	上にわたって関与先を訪問して、その
会計処理を実施している現場で、会計に関	]する真実性を確証し、過ちが	あればこれを訂正させてくることを意
味しています。なぜ関与先に出向く必要が	があるかと言えば、もし関与先	に出向かなかった場合には、 B
が、その量と質との両面から、納税者のお	<b>故意、錯誤、または過失によ</b>	って減殺されてしまう危険があるから
です。米独においては、巡回監査を怠ると	: C とされるわけですが	、日本ではこの点での積極的な明文規
定を欠いているばかりに、租税正義実現」	上の厳粛さを欠き、非職業会	計人にいつでも取って代わられるほど
の、 D に低迷しています。巡回監査	をやらない会計人は、言葉の	厳密な意味では会計人ではないのです。
E をやっていないものが、どうして	プロの会計人と言えましょうフ	ን <sub>°</sub> 。
1. 損害賠償の対象	2. 会計資料の真実性	3. 税理士法
4. 真実性の追求	5. 適時、正確な会計処理	6. 社会的に低い評価水準
7. 国税通則法	8. 懲戒処分の対象	

次の文章は「職員研修の重要性」について述べたものです。 A から E に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。 (計10点)

#### ■TKC会計人の職員としての心構え

税理士は、その業務を行うに当たって、クライアントの所得、保有する財産や借入金等の負債を知る立場にあります。また、個人事業や会社経営の内容に踏み込んでアドバイスをする際には、事業内容のみならずその個人事業者や役員の個人のAにまで触れるなど、幅広く深い情報を知り得る状況にもあります。クライアントは情報を税理士に忌憚なく打ち明けることによって、適正な税に関する問題の解決や経営に関するアドバイスを受けることができます。その結果、税理士との関係は相互の信頼が深まりスムーズな業務が継続されることとなります。

職員も当然そのような情報を知り得る状況にありますが、職員による情報の漏えいは、税理士の指導監督責任とされ、状況によっては B ことにもなります。したがって、職員は常に C という自覚を持つことが必要です。

#### ■職員研修による能力開発と資質向上

監督義務の遂行には、研修による職員の業務水準の向上が必要となってきます。研修による職員の資質向上は、税理士事務所の業務の運営のベースとなるもので、事務所発展の源となるものです。規制緩和や、インターネット等を通じた情報のオープン化が進展し、それに伴う経済社会の変革とともに、クライアントにも新たな時代に対応した経営力が求められています。このような環境の中、常にクライアントと接触する税理士事務所の職員に求められる能力は、単なる税法や会計といった専門的な知識にとどまらずに、経営全般に関わる知識や、

D

といった、幅広い能力が求められます。このような職員を育成できるよう事務所の研修環境を整え、実践できる税理士事務所にする必要があります。

税理士事務所が成長発展をするためには、常に所長が自己研鑽し E が大切です。そのためには年間の研修内容、日程、講師等について計画を立て、その計画に沿った具体的テーマやテキストについて十分な検討をすることが必要でしょう。

1. コミュニケーション能力

2. プライバシー

3. 刑事罰を科される

- 4. 最新の情報等を学び職員に伝えること
- 5. 国税通則法54条により秘密を守る義務を課されている
- 6. 自ら巡回監査に出向きその姿を職員に見せること
- 7. 事務所の看板を背負っている
- 8 賠償責任を負う

次の文章は、監査技術に関して述べたものです。(1)~(5)の説明に対応する監査技術を解答欄の選択肢の中から選びなさい。 (計5点)

- (1) 相互に関連する諸勘定を突き合わせて、記録の正否を確かめる手法です。
- (2) 文書的証拠資料を検討して、監査に必要な情報を入手します。社内規程・社内規則等が法令や諸原則に照らして適正であるかなどを監査する手法でもあります。
- (3) 帳簿や計算書等の縦横の合計額・差引残高・積数等が正確かどうかを確かめる方法です。
- (4) 会計記録を通覧しながら、異常な項目を発見し、究明するために必要な他の監査技術を選択する手法です。
- (5) 取引成立を証拠づける証憑自体が正しいか否かを吟味し、適正な証憑書類に基づいて関係帳簿(会計伝票)が正確に記帳されているか否かを検証する手段です。

 1. 証憑突合
 2. 帳簿突合
 3. 閲覧
 4. 通査

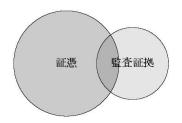
 5. 計算突合
 6. 勘定突合
 7. 確認
 8. 勘定分析

次の文章は、「監査証拠」について述べたものす。 A から E に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。 (計10点)

監査証拠(Audit Evidence)とは、「監査において一定の事実の存在または不存在、一定の事項の真偽・正否・ 適否または当否を客観的に立証しうる資料をいい、監査人の意見形成の基礎となるもの」です。

したがって、巡回監査における監査証拠は、立証されるべき基本的命題すなわち「課税所得の計算が正しく行われるよう、個々の取引が税法の規定および公正な会計慣行に基づき、適正に処理されていること」を監査人が A 資料ないし事実をいいます。

証憑は先に述べたように、取引成立を証拠づける書類の総称ですから、 B 書類が証憑であるといえます。これに対し、監査証拠は監査人が調査閲覧して、個々の取引が適正に処理されていると C 書類、事実等をいいます。両者の関係は次の図のようになります。



監査の過程ですべての証憑を見ることは不可能ですから、証憑の範囲は監査証拠よりはるかに大きくなります。これに対し、監査証拠は、図で見るように、文書以外のものもありますので、証憑とは重ならない部分が出てきます。しかし、監査証拠とは、監査の過程で監査人がたまたま採用したものをいうのであって、

D 監査証拠なのです。正規の簿記の検証可能性とは、会計記録から証憑により取引事実まで遡ることができる(これを「監査証跡」と呼んでいます)ということであり、

E 、監査証拠として採用されやすい状態になっていることです。

- 1. 合理的に確信するために用いる
- 3. 企業に存在するすべての
- 5. すべての証憑が潜在的には
- 7. すべての証憑が相互に関連を持って整然と保管され
- 8. 確信できるものと認めた

- 2. 客観的に確信するために用いる
- 4. すべての証憑が網羅的には
- 6. 確定された

次の文章は、「会計事務所のリスクマネジメント」につ	ついて述べたものです。 A から E に当てに	はまる
ものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。	(計	5点)
関与先同様、会計事務所にも以下のようなリスクが ・税理士又は税理士法人が、その資格に基づいて行ったとにより被る損害。 ・職員の管理・監督義務違反から生じる B ・ C や法令順守違反による信用失墜行為 ・職員の労務管理トラブル ・顧問契約内容等についての関与先とのトラブル ・所長及び職員の死亡、事故による業務執行の混乱	存在します。	したこ
や <u>E</u> や経験を関与先指導に活かしましょう。		
1. 企業防衛やリスクマネジメント	2. 損害賠償請求を受け	
3. 各専門家との連携	4. 脱税相談や偽税理士行為	
5. 管理監督責任懈怠による処分	6. 相当注意義務違反	
7. 諸規則の作成・運用等による対応策	8. 初期指導や経営助言	

次の文章は、「事務運営指針」について述べたものです。 A から E に当てはまるものを解答欄の選択が中から選びなさい。 (計10点
(1) 記載内容が良好な書面添付について税理士法第35条第1項に規定する意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合は、A に対し「現時点では調査に移行しない」旨を原則として書面「意見財政結果についてのお知らせ」により通知すること。
ただし、次の場合については書面によらず、口頭(電話)により通知が行われる。
(イ) 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又は <u>B</u> 、記録及び
存に関して指導した事項がある場合
(ロ) 税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面の2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び
面「5 その他」欄に記載がない場合
(v) (ロ)の各欄の記載はあるが、 C 又は内容が具体性にかけるなど、(ロ)に準ずると認められる場合
(2) 税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面の「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項
欄から「5 その他」欄に D ものは、税理士法に規定する添付書面とは認められず、意見聴取等を行
う必要がないことが明記された。
また、平成22年6月の一部改正で「意見聴取結果の税理士等への連絡」で「調査に移行する場合」の規定が
次のとおり追加されました。
調査に移行する場合
意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する事前通知を行う前に
税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭(電話)により行う。
なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて E を行うこととしても
し支えない。
1. 税理士等に対する事前通知 2. 一部記載がない 3. 全く記載がない
4. 明らかに記載に不備がある 5. 税理士等 6. 納税者
7. 納税者に対する事前通知 8. じ後の申告や帳簿書類の備付け

次の文章は「情報の信頼性を保証する書面添付制度に	こついて述べたものです。 A から E に当てはま
ものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。	(計5点)
「  A  は、『無形財』に属する。商製品のよう	な『有形財』であれば、見ることで、手を触れることで、
使用することで、あるいは食べることで、それぞれ	の財貨の『品質の善し悪し』を鑑定することができる。し
かし、情報という無形財は、そのような検査には通	適さない財貨である。このような『無形財についての品質』
は、その作成プロセスを確かめ、誤りがないという	ことを確認できる Bによって保証される。公認会計
士の監査であれば、情報を作成する過程である企業	の内部統制システムの信頼性をテストし、信頼性の程度に
照応した一部のデータを抜き出して、それをしっか	りと検証することで、監査が実施される。税理士は、財務
書類の監査権限を有しないが、税務監査制度は、税	務領域において、税理士がクライアント情報の信頼性につ
いての一種の証明行為を制度上認められたものと理	<b>里解される。『正規の簿記だけが証拠力を享受する』という</b>
命題のもとで、『CC』を担保するものとして、	記帳の品質(適時性と正確性)を検証する月次巡回監査が
行われる。そして、月次で信頼性を確かめられた会	計データが改ざんされないことを保証するために、さらに
その確認された会計情報を外部の情報処理センター	に伝送し、保存される。これによって、少なくとも情報が
『形』として『事実を反映している』ということ、す	すなわち『 ̄ D ̄』が強化されたことを意味する。そのよ
うな基礎を背景に、税理士が自ら計算し、整理し、	または相談に応じた事項を書面にして申告書に添付するの
である。既述のように、税理士による書面添付業務	は当該税理士に対する懲戒処分によってその実効性が担保
されている。すなわち、書面添付によって、情報の『	『 <mark>E</mark> 』を税理士の立場から証明したことになるわけで、
。。。。。。 これらが相俟って『情報の信頼性』が保証されたと	いうことになる」
1. 会計事務所の証明 2. 専門家の証明	3. 実質的適正性 4. 形式的適正性
5. 税理士が扱う情報 6. 会計の信頼性	7. 情報の信頼性 8. 帳簿の証拠力

### 問 13

次の文章は、「帳	簿の証拠力」	について述べたものです。	Α	から	Ε	]に当てはまるものを解答欄の選択
肢の中から選びなる	さい。					(計5点)

関与先企業の会計帳簿についてその証拠能力を確保するために、次のような独自のシステム設計がなされて います。

- ① A | 充足する入力項目の整備
- ② 過去データの訂正・追加・削除の B
- ③ 「年一」でなく C の採用
- ④ 「記帳適時性証明書」の発行
- ⑤ データセンターにおける原始仕訳データの10年間備蓄、など。

また、以上のことはTKC全国会のDに規定する「巡回監査」の本当の目的を説明することになります。 税理士や公認会計士などの会計専門家が行う巡回監査は、実質的に、関与先企業が備置する [| E |] を評 価し、これを補強する作業にほかならないと考えられるからです

- 1. 行動基準書
- 2. 記帳適時性証明書 3. 処理の容認
- 4. 処理の禁止
- 5. 法的記帳要件を完全に 6. 会計帳簿の証拠能力 7. 電子帳簿
- 8. 月次での処理方式

## 問 14

次の文章は、「継続MASシステム」及び「TKC経営指標」について述べたものです。正しいものには〇印を、誤っ ているものには×印を選択しなさい。 (計5点)

- (1) TKC経営指標に収録された財務データは、TKC会員が毎月実施する巡回監査と月次決算により作成さ れた会計帳簿を終着点とし、そこから誘導された決算書を基礎としています。
- (2) TKC経営指標はデータベース化され、月次決算において同業者比較に用いるほか、「継続MASシステム」 を用いて経営改善計画等の策定を支援する際には、同業種の黒字企業又は優良企業の「損益計算書」及び「要 約貸借対照表」がベンチマーキングの指標として活用されています。
- (3) 役員報酬BAST指標からは次の4つの資料が提供され、役員報酬や役員退職金を算定する際の事前検討資 料として活用されています。
  - ①役員報酬分布表、②役員報酬分析表、③役員退職金分布表、④役員退職金全件リスト
- (4) 平成7年に継続MASシステムが完成したとき、このシステムを活用して「未来会計」業務がTKC会員 事務所に普及することを願って、極めて安価な特別価格を設定しました。
- (5) TKC会員が、経営革新等支援機関に多数応募したのは、多くのTKC会員が継続MASシステムの利用 を通して、経営計画策定支援の実務を経験していたからだと思われます。

次の文章は、昭和62年に取り組み始めた「関与先企業用システムの狙い」について述べたものです。正しいものには〇印を、誤っているものには×印を選択しなさい。 (計5点)

- (1) 社長は「すべては自分の責任である」と自覚して「損益計算書」を検証していると、どこをどう直せば会社の業績が良くなるのかなんとなく分かってくるようになります。その気付きを、経営改善計画策定のプロであるTKC会計人と共に、具体的な「アクションプラン」にまで落とし込む必要があります。
- (2) 変動損益計算書を見ながら経営の感覚を養うことは、経営者にとって死活的に重要であります。
- (3) 社長の責任は、顧客への貢献を通して、会社の社会的責任を果たすこと。従業員の雇用を守り、節税を行い、自己資本を充実させ、会社の経営基盤を強化することです。
- (4) e21まいスターであれ、FX 2シリーズであれ、FX 4クラウドにおいても、画面メニューにある「最新業績の問い合わせ」のボタンを押すと、7秒後に経常利益等の情報が表示されるようになっています。これが T K C システムの最大の特徴です。
- (5) 関与先企業にTKCの会計ソフトを導入させ、その上で職員さんを派遣し、仕訳入力させているような事務所もあると聞いています。これではまったく宝の持ち腐れとなってしまいます。